

薬剤管理指導室 新人教育プログラム

チェック対象薬剤師名 _____

指導薬剤師印 _____

- 病棟業務を担当する前、もしくは担当になってすぐに習得すべき事項
- 病棟業務担当になって3ヶ月以内に習得すべき事項
(つまり、ペアの担当者が公休等で不在の場合でも一人で病棟業務を行うことができるレベル)
- 病棟担当になって1年以内に到達すべき目標

朝のカンファレンス

看護師の朝のカンファレンスに参加し、夜勤帯に生じたイベントを把握できる。

薬剤部からの連絡事項を把握している(メールや KOSMIC の TOP 画面の薬剤部からのお知らせ等)。

病棟の薬剤管理

麻薬金庫内の麻薬の残数等を処方箋・指示箋と照らし合わせ確認する(毎日)。

救急カート/病棟配置薬の使用期限のチェックを行う(月2回)。

病棟のインスリン管理状況を確認し、インスリン管理状況調査用紙に記入する(月1回)。

情報収集

カルテを確認し、患者の入院目的、現在の病態、今後の予定等が把握できる。

検査値、内服処方、注射処方、継続指示など、必要な情報を収集できる。

ファーマロード

薬剤管理指導を実施した際に、必要な算定(ハイリスク・麻薬等)を送信することができる。

お薬説明書を作成・利用できる。

業務終了後、病棟業務日誌を作成することができる。

初回面談・持参薬確認

初回面談時に把握すべき情報(アレルギー歴、副作用歴、OTC/サプリメント使用の有無、飲酒歴、喫煙歴、定期注射薬の使用の有無等)を患者または患者家族から収集できる。

持参薬の内容を漏れなく確認できる。

持参薬の内容について、患者の病態・既往歴や検査値、薬物相互作用等の観点から適切かどうか判断できる。

麻薬の持ち込みがあった場合に適切な対応を行う事ができる。

持参薬鑑別報告書の作成ができる。

鑑別内容を基に、中止・減量などの判断も踏まえた上で、カルテに仮登録を行うことができる。

持参薬の情報について医師・看護師と共有できる。

服薬指導

使用薬剤に関して、患者の病態・既往歴や検査値、薬物相互作用等の観点から処方の適否や副作用の有無を評価できる。

患者さんとコミュニケーションをとり、必要な情報を収集・提供できる。

新規に開始する薬剤について、患者の理解度に応じた説明ができる。

患者の服用状況を確認し、正しい用法用量が遵守できているか確認することができる。

自己管理の患者について、残薬の有無を確認できる。

ハイリスク薬について、適切な患者指導を行い、副作用のモニタリングを行うことができる。

麻薬について、適切な患者指導を行い、副作用のモニタリングを行うことができる。

服用上の問題点について他の医療従事者へ情報提供できる。

薬歴チェック	
	薬剤の追加、中止、増量、減量を把握し、その妥当性を評価できる。
	患者の病態の変化を把握し、治療変更の必要性について評価し、必要時には医師と協議できる。
	定期注射薬の処方監査およびコストラックの監査ができる。

化学療法レジメンチェック	
	患者の癌種に適したレジメンかどうかを判断できる。
	CP エディタ上の基のレジメンを参照し、内容に変更がないか確認できる。
	CP エディタからの変更があれば、その妥当性を評価できる。
	最新の患者データ(身長、体重、体表面積、検査値、vital 等)から投与量・投与速度が適切か判断できる。
	検査値、副作用発現状況により減量・延期・中止基準に該当しないかどうか判断できる。
	計算値から 10%を超える投与量の変更について妥当性を評価できる。
	必要に応じて支持療法の設計ができる。
	疑義について、担当医に確認できる。
	2 回目以降の化学療法については、休業期間が適切か判断できる。
	患者へ適宜パンフレットなどを用いて、適切な説明・指導を行うことができる。
	化学療法の副作用をモニタリングし、CTCAE の Grade 評価等適切な評価ができる。

疑義照会・相談応需	
	他職種からの相談に、適切に応じることができる。
	他職種からの相談内容・回答内容について疑義照会簿に記載し、必要時にはカルテに記載する事ができる。
	治療内容に疑義がある場合に、医師・看護師と協議することができる。
	他職種とコミュニケーションを積極的にとり、最適な薬物治療の実践に貢献することができる。

定期処方管理	
	定期処方入力について、医師に依頼できる。
	定期処方の確認の際に、現在の処方内容、継続指示の内容等を確認し、継続が必要な処方の判別ができる。
	定期処方の確認の際に、患者の病態・既往歴や検査値、薬物相互作用、副作用等の観点から、変更・中止・追加すべき点について、医師と協議できる。
	上記の確認した内容を基に、適切に定期処方の仮登録を行うことができる。
	定期処方の監査ができる。

退院時指導	
	退院処方の次回受診までの処方期間や、処方内容の妥当性について確認できる。
	退院後も服薬遵守できるよう適切な指導を行うことができる。
	患者のライフスタイルに応じた服薬指導ができる。
	必要に応じて生活指導を行うことができる。

その他	
	他職種を対象とした勉強会を開催することができる。
	日々生じる疑問点について、自分で調べ、解決することができる。
	Up to date, pubmed などを必要に応じて利用することができる。